調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 20 日

鳥取県知事　　平　井　伸　治

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

令和８年度とりぎん文化会館梨花ホールホワイエトイレ改修業務　一式

（２）業務の仕様

入札説明書による。

（３）委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

（４）入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物の保守管理の建物設備の点検整備に登録されている者であること。

又は、令和６年鳥取県告示第 593 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有するとともに、その工事区分が管工事に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置及び鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年５月１日付第 200700191955 号）第４条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

３　契約担当部局

鳥取県地域社会振興部文化政策課

４　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒６８０－８５７０　鳥取県鳥取市東町一丁目２２０

鳥取県地域社会振興部文化政策課企画調整担当

電話　０８５７－２６－７８３９

電子メール　bunsei@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月 20 日（金）から 12 月４日（金）までの間にインターネットの鳥取県地域社会振興部文化政策課のホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 11 月 20 日（金）から 12 月４日（金）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（1）に同じ

（3）現場確認の日時及び場所

ア　日時

令和８年11月27日(金)　午後２時から午後４時まで

なお、現場確認希望者は、イの場所に業務の名称を伝えて事前に申込みをすること。

イ　場所

〒６８０－００１７

鳥取市尚徳町１０１－５　とりぎん文化会館　施設運営室

電話　０８５７－２１－８７０８

ウ　その他

(ア) 業務対象となる現場の確認のみとし、疑義等の問い合わせについては質問書を提出すること。

(イ) 参加は任意とする。

（4）郵便等による入札

不可とする。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年12月16日（水）午前10時00分　即時開札

イ　場所

〒６８０－８５７０　鳥取県鳥取市東町一丁目２７１

鳥取県庁第２庁舎４階　第32会議室

5　入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、業務の名称及び数量、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により４の(1)の場所に令和８年12月４日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。